

宿泊業環境整備緊急対策事業委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

宿泊業環境整備緊急対策事業委託

2 業務の目的

省エネルギー化及び省力化に資する設備導入を支援することにより、電気料金等エネルギー価格高騰や人手不足の影響が特に大きい、道内宿泊事業者の負担軽減を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年（2024年）2月29日（木）まで

4 委託業務の内容

(1) 支援金支給業務

委託契約締結後、宿泊事業者からの問い合わせに対応する事務局（コールセンター、WEB受付窓口、相談窓口業務を行う）を設置し（事務局の運営時間については、道と協議し決定すること）、次のとおり支援金の支給に関する業務を行うこと。

なお、支援金交付要綱及び審査基準等は、別途、道が定める。

ア 支援金の概要

別紙「【概要】宿泊業環境整備緊急対策事業」のとおり

イ 支援金の支給業務内容

(ア) 申請書類の受理

宿泊事業者からの支援金交付申請書一式を受理する。

(イ) 申請内容の審査

申請内容を審査し、書類に不備がある場合は、申請者に連絡し補正する。

なお、審査基準は、別途、道が定める。

(ウ) 申請結果の通知

審査結果を申請者に通知する。

(エ) 支援金実績報告書の受理

申請者からの支援金実績報告書を受理する。

(オ) 支援金実績報告書の審査

支援金実績報告書の内容を審査し、書類に不備がある場合は申請者に連絡し、修正する。

(カ) 検査

実績報告書に基づき、検査（現地確認）を行う。なお、検査対象については、別途、道が決定する。

(キ) 支給額の確定

申請に基づき、支給額を確定する。

(ク) 支援金の振込

確定した支援金を、申請者の指定口座に振り込む。

(ケ) 申請・支給状況の集計及び報告

一定の期間ごとに申請・支給状況を集計し、道に報告する。

(2) 電子申請システムの構築

申請（支援金実績報告書の提出を含む）については、原則としてインターネット申請とし、システムを構築すること。システム構築と内容の検討にあたっては道と協議すること。

なお、申請者にインターネット環境が無いなどやむを得ない事情がある場合は、郵送による申請を受付けること（郵送費用等は申請者負担）。

(3) アドバイザー派遣業務

宿泊事業者等の要請に応じて、当該宿泊施設へ専門家によるアドバイザーを派遣し、省エネルギー化や省力化に関するアドバイス業務を行うこと。

(4) 支援金事業の周知・広告のための情報発信

支援金事業を全道域において周知するため、支援金申請受付の開始（最大で2回予定）に際して、次のとおり情報発信を行うこと。

ア 道内主要紙が運営するWEBサイト

イ その他新聞広告（3紙）

(5) 支援金事業の現地調査

必要に応じ、当該事業者の宿泊施設において現地調査を行う。なお、現地調査を行う事業の選定については道と協議の上で決定する。

(6) 報告書の作成

受託者は、申請書類等を整理の上、本事業の成果を取りまとめた報告書を作成すること。報告書の媒体及び部数等については、道と協議すること。

5 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 原則として、過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 本店及び事業所が所在する都道府県の税

- (イ) 消費税及び地方消費税
- キ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

6 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
 - ・業務を遂行するに当たって十分な実績を有しており、業務スケジュール含め、全体的な処理能力に問題はないか。
 - ・業務の実施のため十分な人員体制を構築できるか
 - ・役割分担が明確にされているか。
 - ・宿泊事業者・関係団体との協力・連携体制が確保されているか。
- (2) 企画提案の適合性
 - ・宿泊事業者へ事業内容の周知方法が効率的かつ効果的な方法となっているか。
 - ・事業者の目的に沿った、機器導入や導入後の活用支援、必要に応じた専門家によるアドバイザーの派遣を実施することが出来るか。
 - ・宿泊施設の省エネルギー及び省力化に係る環境整備に関する知見を有するか。
 - ・書類作成サポートや、事業者から提出された申請書、実績報告に関する確認等を的確に行えるか。
 - ・事業者が円滑に補助申請を行えるよう、ユーザー目線に立った電子申請システムを構築できるか。
- (3) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項
 - ・道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けているか。
- (4) 「パートナーシップ構築宣言」に関する事項
 - ・国が実施している、「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか
- (5) 「ゼロカーボン・チャレンジャー」に関する事項
 - ・自ら、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでおり、その取組のメリット等を理解し、道が実施している「ゼロカーボン・チャレンジャー」の登録を受けているか。

7 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定する。
- (2) 道は受託者に対して必要な資料等を可能な範囲で提供する。

8 予算上限額

委託料 1, 095, 787千円

- (1) 消費税及び地方消費税相当額を含む。
- (2) 支援金分 1,000,000千円を含む。
- (3) 支援金が上限額に達しない場合にあっても、その差額を他の業務に係る経費に充てることはできないものとする。

※ 本業務は、地方創生臨時交付金により実施するので、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意すること。交付額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

9 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書
- (イ) 申出書
- (ウ) 誓約書
- (エ) 道内に営業拠点を有していることがわかる資料(登記事項証明書等(写し可))
- (オ) 税を滞納している者でないことがわかる証明書
(道税の納税証明書(写し可)、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可))
- (カ) コンソーシアムにあつては、協定書の写し
- (キ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類
(届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書(別記第20号様式))
 - ・ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - ・ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ・ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

以下、該当する場合

- (ク) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定書(写し可)
- (ケ) 「障がい者雇用」の認定証(写し可)
- (コ) 「パートナーシップ構築宣言」の宣言書(写し可)
- (カ) 「ゼロカーボン・チャレンジャー」の宣誓書(写し可)

※上記(ク)～(カ)について、コンソーシアムの場合は各構成員について認定書や認定証等を提出すること。

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和5年(2023年)5月24日(水)17時00分(必着)

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部観光局観光振興課観光地づくり係
電話 011-204-5303(直通)担当:清水

オ 提出方法

持参又は郵送(必着、郵送は簡易書留に限る)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書は別添の様式に基づき、A4版タテの規格で作成し、提出すること。

(イ) 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わない。

ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

イ 提出部数

8部（1部は提案者名を記載したもの、残り7部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ 提出期限

令和5年（2023年）5月31日（水）17時00分（必着）

エ 提出場所

9の（1）エに同じ。

オ 提出方法

9の（1）オに同じ。

10 その他

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに9の（1）エに連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約保証金の納付

要（但し、免除規定あり）

(8) 関連情報を収集するための窓口

9の（1）エに同じ。

(9) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行うこととし、日程については、別途通知する。ただし、提出者が5名を超えるときには、書類選考を行う場合がある。

(10) 審査結果及び特定者名

公表する。

(了)